

「解体工事」における最低制限価格算定方法の改正 について（お知らせ）

「解体工事」の最低制限価格に係る制限割合を 7.5/10 としていたものを他の最低制限価格対象工事の算定方法と同様に取り扱うよう改正したのでお知らせします。（詳しくは、別紙をご覧ください。）

◆対象工種 解体工事

◆適用時期 平成 30 年 5 月 1 日以後に公告し、又は通知する入札から

平成 30 年 4 月

佐伯市総合政策部 契約検査課

「解体工事」における最低制限価格算定方法の改正について（お知らせ）

佐伯市が競争入札に付する建設工事の最低制限価格(予定価格が3億円未満又は3億円以上で低入札価格調査基準価格を適用しない場合に適用)について、次のとおり取り扱う。

最低制限価格 算定方法の改正

(改正内容：「解体工事」の制限割合を他の最低制限価格対象工事と同様の算定方法に改正)

1 算定方法

(1)の制限割合を算定後、(2)により最低制限価格を算定する。

(1) 制限割合の算定

●制限割合の算定式

- ① 直接工事費の額に97%を乗じて得た額
- ② 共通仮設費の額に90%を乗じて得た額
- ③ 現場管理費の額に90%を乗じて得た額
- ④ 一般管理費の額に55%を乗じて得た額

(注1)①~④のそれぞれの額に1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

(注2)共通仮設費積上分は、直接工事費に含む。

$$\text{制限割合} = \frac{(\text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④}) \times 1.08}{\text{設計額}}$$

(注3)小数第3位を四捨五入し、第2位までとする。

~~(注4)解体工事については、7.5/10とする。~~

【改正箇所】

他の対象工事と同様の算定方法となるため、この(注4)を削除

●制限割合の適用範囲

$$7/10 \leq \text{制限割合} \leq 9/10$$

(注5)制限割合の計算結果が、適用範囲の下限値(7/10)を下回る場合は7/10とし、

上限値(9/10)を上回る場合は9/10とする。

(2) 最低制限価格の算定

●最低制限価格の算定式

$$\text{最低制限価格} = \text{予定価格} \times \text{制限割合}$$

(注6)1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。

【適用時期】

この**最低制限価格**の適用については、**平成30年5月1日以後**に公告し、又は通知する入札から対象とする。